

別紙 提供するサービスと費用等

(介護福祉施設サービス 志摩特別養護老人ホームともやま苑)

7. 提供するサービスと費用

- (1) 介護保険給付の利用料金と、対象となる主なサービス
イ・介護保険給付対象サービス利用料金《利用者負担金》

① 施設介護サービス利用料金

介護度	金額
要介護度1の場合	月額 17,670円
要介護度2の場合	月額 19,770円
要介護度3の場合	月額 21,960円
要介護度4の場合	月額 24,060円
要介護度5の場合	月額 26,130円

※ 上記月額は、30日として計算

② 共通の加算

★日常生活継続支援加算	入所者のうち重度要介護者の割合及び介護職員のうち介護福祉士の割合が基準を満たしている場合に算定	36単位/日
看護体制加算（Ⅰ）ロ	常勤の看護師を1名以上配置した場合に算定	4単位/日
看護体制加算（Ⅱ）ロ	常勤の看護職員を基準に従い配置し、看護職員や病院等の関係機関との24時間連絡体制を確保している場合に算定	8単位/日
☆夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	夜勤を行う基準に置くべき介護職員・看護職員の数を1名以上上回って配置している場合に算定。	13単位/日
☆夜勤職員配置加算（Ⅲ）	夜間の看護職員又は喀痰吸引の実施できる介護職員を配置している場合に加算	16単位/日
★サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上、又は勤続10年以上介護福祉士35%以上	22単位/日
★サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士60%以上	18単位/日
★サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	以下のいずれかを満たす 介護福祉士50%以上 常勤職員75%以上 勤続7年以上30%以上	6単位/日
○介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	以下の3つの要件をすべて満たしている場合に算定 ① キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件	総単位数 ×0.14

★☆についてはいずれかを算定する。

③ 個別の加算

入院・外泊時加算	病院等への入院及び自宅への外泊をした場合、初日と最終日を除く6日を限度に算定	246単位/日
初期加算	入所日より30日間において算定 病院等に30日以上入院し再入所した場合も同様	30単位/日

安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること	20単位 (入所時に1回)
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症入所者（65歳未満）に対して介護老人福祉施設サービスを行った場合に算定	120単位/日
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定	6単位/回
科学的介護推進体制加算 (I) (II)	入所者・利用者ごとの心身の状況等（加算（II）については心身、疾病の状況等）の基本的な情報を、厚生労働省に3か月に1回提出していること。 サービスの提供に当たって、上記に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること	40単位/月 60単位/月
栄養マネジメント強化加算	入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	11単位/日
自立促進加算	医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に3か月に1回提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	280単位/月
褥瘡マネジメント加算	施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること	3単位/月 13単位/月
排せつ支援加算（I）	・入所時に医師又は医師と連携した看護師が要介護状態の軽減の見込みについて評価すること。 その後、上記の評価を3か月に1回の頻度で行い、情報を厚生労働省に提出すること。 ・評価の結果に基づいて、医師や看護師、介護支援専門員などが共同して支援計画を作成し、支援を継続して実施すること。 ・3か月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。	10単位/月
排せつ支援加算（II）	・排せつ支援加算（I）の算定要件を満たしていること。 ・入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善しているとともに、いずれも悪化していないこと。 ・又はおむつを使用している状態から、使用なしに改善していること。 ・又は入所時に留置されていた尿道カテーテルが抜去されたこと。	15単位/月
排せつ支援加算（III）	・排せつ支援加算（I）の算定要件を満たしていること。 ・入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善しているとともに、いずれも悪化していないこと、かつ、おむつを使用している状態から、使用なしに改善していること。	20単位/月
ADL維持等加算（I）（II）	・適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ・評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上（（II）は3以上）であること。	30単位/月 60単位/月
配置医師緊急時対応加算	・看護体制加算（II）を算定していること。 ・入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の	配置医師の勤務時間外 325単位/

	<p>具体的状況等について、配置医師と施設の間で、具体的な取決めがなされていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保していること。 	<p>回 夜間早朝 650単位/回 6~8・18~22 深夜 1300単位/回 22~6</p>
協力医療機関連携加算 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催していること。 	<p>100単位/月 (令和6年度) 50単位/月 (令和7年度~) 5単位/月 ※24時間体制が確保できない場合</p>
看取り介護加算	<p>所定の要件を満たしたうえで、看取り介護を実施した場合に算定 ※退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しない</p>	<p>72単位/日 死亡日以前3 1~45日 144単位/日 死亡日以前 4~30日 780単位/日 死亡日の 前日・前々日 1580単位/日 死亡日</p>
口腔衛生管理加算 (I)	<p>歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを2回/月以上行った場合算定</p>	<p>90単位/月</p>
口腔衛生管理加算 (II)	<p>厚生労働省へ情報を提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって必要な情報を活用する</p>	<p>110単位/月</p>
退所時情報提供加算 (I)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。 	<p>500単位/回</p>
退所時情報提供加算 (II) (新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。 	<p>250単位/回</p>
高齢者施設等感染対策 向上加算 (I) (新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ・ 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ・ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 	<p>10単位/月</p>

高齢者施設等感染対策 向上加算（Ⅱ） （新設）	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。 	5単位／月
新興感染症等施設療養費 （新設）	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。 ・施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。 ・協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。 	240単位／日
認知症チームケア推進加算 （Ⅰ） （新設）	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の者の占める割合が2分の1以上 ・認知症予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者又は認知症介護に係る専門的な研修及び予防等のケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、認知症症状に対応するチームを組んでいる。 ・認知症に対するチームケアを実施。 ・認知症に対するカンファレンス・計画・評価・見直しを行う。 	150単位／月
認知症チームケア推進加算 （Ⅱ） （新設）	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の者の占める割合が2分の1以上 ・認知症予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、認知症症状に対応するチームを組んでいる。 ・認知症に対するチームケアを実施。 ・認知症に対するカンファレンス・計画・評価・見直しを行う。 	120単位／月
個別機能訓練加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> ・専従の機能訓練指導員を1人以上配置すること。 ・多職種が共同して個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施して評価すること。 ・3か月に1回以上の頻度で、入所者に個別機能計画を説明し、記録すること。 	12単位／日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定していること。 ・個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けること。 	20単位／月
個別機能訓練加算（Ⅲ） （新設）	<ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定していること。 ・口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。 ・入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。 ・共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画 	20単位／月

	の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。	
退所時栄養情報連携加算 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 特別食を必要とする入所者及び低栄養者 要件 管理栄養士が退所先の医療機関等に栄養管理情報を提供すること。 (1月に1回) 	70単位/回
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) (新設)	<ul style="list-style-type: none"> (Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。 	100単位/月
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) (新設)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。 	10単位/月

※上記加算につきましては、当施設で体制が整う場合において算定いたします。

④介護保険負担割合 介護保険負担割合証記載の割合に応じた自己負担額になります。

自己負担割合	
1割	上記記載介護保険給付の利用料金と対象となる主なサービスの額
2割	上記記載介護保険給付の利用料金と対象となる主なサービスの額の2倍の額
3割	上記記載介護保険給付の利用料金と対象となる主なサービスの額の3倍の額

(2) 介護保険給付対象外の利用料金と、対象となる主なサービス
イ・食費《自費負担》

1,445円/日

ただし、所得の低い方には負担の限度額が設定されています。

負担限度額

段階区分	対象者	金額
利用者負担 第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の方等 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方等 	300円
利用者負担 第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円以下の方等 	390円
利用者負担 第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方等 	650円
利用者負担 第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が120万円超の方等 	1,360円
利用者負担 第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 住民税課税世帯の方 	1,445円

ロ・居住費《自費負担》

従来型個室 1,231円/日
多床室 915円/日

ただし、所得の低い方には負担の限度額が設定されています。

負担限度額 従来型個室（上段） / 多床室（下段）

段階区分	対 象 者	金額
利用者負担 第1段階	・生活保護受給者の方等 ・世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金受給者の方等	380円 0円
利用者負担 第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	480円 430円
利用者負担 第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円超の方等	880円 430円
利用者負担 第4段階	・住民税課税世帯の方	1,231円 915円

(注) 第1段階該当者を除く利用者が入院・外泊期間中においても居室が当該利用者のために確保されている場合は、居住費を負担していただきます。

なお、空床利用させていただく期間につきましては、居住費は発生しません。

又、入院後、入院日を除く6日間までは負担限度額が適用されますが、7日目以降の居住費は負担限度額が適用されないため、従来型個室1,231円/日 多床室915円/日の実費負担となります。

(3) その他のサービス《実費負担》

- ・理美容
- ・契約者が選定する特別な食事の提供
- ・娯楽施設等の入場料
- ・外食代
- ・予防接種代
- ・各種嗜好品及び日常生活用品等購入代
- ・入院時のオムツ代
- ・通院介助・入院時のおむつ、洗濯物等の搬送業務 実費
1回(往復) 3,000円
- ただし組合を組織する市町の行政区域外で片道20km以上の場合
- ・入院期間が介護保険対象の期間を超えた場合の洗濯に係る費用 1回につき300円